

平成29年度 西宮市参画と協働のまちづくり 取組状況報告書

参画と協働のまちづくり



参画と協働のシンボルマーク

西宮市 市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課



はじめに

近年、地域課題や市民ニーズの多様化、少子高齢化や核家族化の進展、市民のライフスタイルの変化に伴い、行政だけでは対応困難な課題が増加しています。市民の皆さんが元気でいきいきと暮らし、より豊かで充実した毎日を過ごすことができる、そのようなまちづくりを進めていくためには、市民参加の機会確保や市民協働を通じて、市民の皆さんが持つ豊かな知識や経験を市政運営等に生かしていくことが重要になります。

西宮市では、参画と協働のルールや仕組みを整えるとともに、市民の皆さんに分かりやすいものとするため、平成21年4月に「西宮市参画と協働の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）を全面施行しました。条例にもとづき、毎年様々な参画と協働の取組が行われています。

本報告書は、条例第17条第2号にもとづき、参画と協働の取組状況を取りまとめたものです。この報告書をご覧いただいた皆さんが、参画と協働の取組に関心を抱き、市政への参画や市との協働に取り組んでいただくことで、今後、参画と協働の輪が更に広がることを期待しています。

<報告書の内容>

I 参画の取組

- | | | |
|---------------------|------------|-----|
| 1 意見提出手続（パブリックコメント） | ・・・・・・・・・・ | P.2 |
| 2 附属機関 | ・・・・・・・・・・ | P.3 |

II 協働の取組

- | | | |
|--------------------------------|------------|-----|
| 1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）の実施 | ・・・ | P.5 |
| 2 市の機関による協働の取組状況 | ・・・・・・・・・・ | P.7 |

III 参画と協働の啓発の取組

- | | | |
|-----------------------|------------|-----|
| 1 講演会及びパネルディスカッションの開催 | ・・・・・・・・・・ | P.8 |
| 2 参画協働研修の開催 | ・・・・・・・・・・ | P.8 |
| 3 参画と協働に関する意見交換会の開催 | ・・・・・・・・・・ | P.9 |

IV その他

- | | | |
|--------------------------|------------|------|
| 1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 | ・・・・・・・・・・ | P.10 |
| 2 市政モニター制度を活用したアンケートの実施 | ・・・・・・・・・・ | P.12 |
| 3 まちづくり支援自販機 | ・・・・・・・・・・ | P.12 |

- | | | |
|-----------------------|------------|------|
| <参考>西宮市参画と協働の推進に関する条例 | ・・・・・・・・・・ | P.13 |
|-----------------------|------------|------|

I 参画の取組

1 計画等の策定に係る参画の取組

①説明会等の実施（条例第7条関係）

計画等の素案の策定にあたり、説明会、策定委員会（附属機関）、ワークショップ、アンケートなど、市民、関係者及び関係団体等の意見を聴く機会を設け、そこで寄せられた意見を参考にして、計画等の素案の作成を行いました。

②意見提出手続（パブリックコメント）（条例第6条関係）

意見提出手続（パブリックコメント）とは、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し、広く市民等に意見の提出を求める制度です。提出いただいた意見及びその意見に対する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して案の作成を行いました。

<平成 29 年度実施結果>

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	反 映		
				件数	今後の参考意見	その他意見
1	春風小学校教育環境整備事業基本計画	5 人	10 件	0 件	9 件	1 件
2	西宮市津波避難行動指針	4 人	19 件	6 件	0 件	13 件
3	快適な市民生活の確保に関する条例 (一部改正)	90 人	131 件	0 件	98 件	33 件
4	(仮称)西宮市宮水保全条例(制定)	7 人	10 件	0 件	1 件	9 件
5	西宮消防署建替基本計画	1 人	7 件	0 件	0 件	7 件
6	西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険 事業計画	6 人	25 件	5 件	5 件	15 件
7	西宮市障害福祉推進計画	36 人	68 件	4 件	52 件	12 件
8	食育・食の安全安心推進計画(中間見直し版)	5 人	9 件	2 件	3 件	4 件
9	新・にしのみや健康づくり 21 (第2次) 西宮市健康増進計画<<中間見直し版>>	5 人	8 件	2 件	4 件	2 件
10	(仮称)西宮市子ども・子育て支援プラン	64 人	112 件	2 件	74 件	36 件
11	(仮称)西宮市住宅宿泊事業法施行条例(制定)	13 人	31 件	24 件	3 件	4 件
12	安井小学校教育環境整備事業基本計画	5 人	22 件	0 件	8 件	14 件
合 計		241 人	452 件	45 件	257 件	150 件

※ 上表のうち「反映件数」とは、提出された意見のうち、計画等に反映された意見数をいいます。

※ 各案件の実施結果については、市のホームページ（トップページ > 市政情報 > 参画と協働・市民活動 > 意見提出手続（パブリックコメント）を過去に実施した案件）で公表しています。

2 附属機関

市が事務の執行にあたり、市民の皆さんや専門家の意見を求めるために設置する機関です。条例では、多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、幅広い分野からの委員の選任、公募委員の選任、委員氏名等の公表、会議の公開等に関する規定が設けられています。

条例にもとづく取組状況（平成29年8月1日時点）は以下の①～⑦のとおりです。

● 附属機関数 98機関（うち10機関は休止中）

①委員の年齢構成（条例第11条第1項第1号関係）

	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	合計
委員数	5名	35名	158名	301名	280名	107名	886名
割合	0.6%	3.9%	17.8%	34.0%	31.6%	12.1%	—

<参考>

西宮市男女共同参画プラン(中間改定)における女性委員割合の目標値 40%

- 全委員に占める女性委員の割合 32.2%
- 40%以上の女性委員割合を達成している機関 34機関（88機関中）

②公募委員の選任（条例第11条第1項第2号関係）

	公募制を導入している	公募制を導入していない				
		理由ア	理由イ	理由ウ	理由エ	
機関数	27機関	71機関	5機関	1機関	59機関	6機関
割合	27.6%	72.4%	5.1%	1.0%	60.2%	6.1%

理由ア 法令等の規定により、その構成が特定の職、資格者に限られているもの

理由イ 特定の個人又は団体を対象に審査、審議等するもの

理由ウ 高度の専門的事項を審査、審議等するもの

理由エ その他公募によることが不相当であると認められるもの

<参考>

- 全附属機関の公募委員数の合計 36名

一口メモ

公募委員を募集する際は、市政ニュースや市のホームページでお知らせします。また、ホームページの「審議会（附属機関）等における委員公募予定」のページ（※）では、その年に委員公募を行う予定の附属機関名や公募時期等も公表しています。皆様からのご応募をお待ちしています。

※ トップページ>市政情報>参画と協働・市民活動>協働によるまちづくり>参画と協働の取組

③委員氏名等の公表（条例第 11 条第 2 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
86 機関	87.8%	12 機関	12.2%

【公表していない主な理由】

- ・公表することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるため。
- ・選定手続きの公平性を担保するため。
- ・休会中のため。

④会議の公開（条例第 11 条第 3 項関係）

	原則公開している	公開していない			
		1号理由	2号理由	3号理由	
機関数	64 機関	34 機関	5 機関	15 機関	14 機関
割合	65.3%	34.7%	5.1%	15.3%	14.3%

1号：法令等の規定により公開しないこととされている場合

2号：会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合

3号：会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

⑤開催日時等の事前公表（条例第 11 条第 4 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
81 機関	82.7%	17 機関	17.3%



【公表していない主な理由】

- ・会議が非公開であるため。

⑥会議録の公表（条例第 11 条第 5 項関係）

ホームページで公表（※）		所管課等への備え付けのみ		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
51 機関	52.0%	23 機関	23.5%	24 機関	24.5%

※ 所管課等への備え付けを併せて行っている機関を含む。

一口メモ

各附属機関の概要は、市ホームページの「西宮市の審議会(附属機関)の一覧」のページ(※)でご確認いただくことができます。また、各附属機関の委員情報及び会議録は、原則として、市のホームページ又は担当課の窓口で公表しています（非公表の附属機関もあります）。

※ トップページ > 市政情報 > 情報公開・行政不服審査 > 審議会情報

Ⅱ 協働の取組

1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）の実施（条例第15条関係）

市内で活動している団体等からの提案にもとづき、団体等と市がそれぞれの強みや特性を生かして協働事業に取り組み、市がその費用の一部を助成する制度です。事業の実施を通じて、多様な主体による公共サービスの提供、地域における課題解決力の向上、地域課題や社会的課題の発見及び共有、協働意識の醸成を図ることを目的としています。

（1）提案及び実施状況

募集区分	募集件数	提案件数	審査件数	実施件数
自由提案型	－（※）	2件	2件	2件
テーマ設定型	－（※）	－	－	－

※ 平成29年度は、制度の見直しのため新規事業の公募を休止し、平成28年度から継続の2事業のみ提案受付及び審査を実施。

（2）西宮市協働事業提案審査会の開催

【開催日】 平成29年4月27日（木）10：00～12：00

【場所】 西宮市役所本庁舎8階813会議室

【審査対象】 2事業

- ・歴史建築観光サポーター育成事業 ～市北部地域の歴史的建造物探訪～
- ・ゆるやかつながりサポーター（ゆるサポ）のしおりで地域共生の種まき

【審査結果】 審査会の審査結果を踏まえ、提案2事業中2事業が採択されました。

＜西宮市協働事業提案審査会委員＞

（平成29年4月1日時点）

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	直田 春夫	学識経験者	特定非営利活動法人 NPO政策研究所理事長
副会長	川東 美千代	市内活動団体 からの推薦	西宮コミュニティ協会理事長
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	石井 道信	市民	
委員	小林 信治	市民	

(3) 実施事業の概要

1	事業名	歴史建築観光サポーター育成事業 ～市北部地域の歴史的建造物探訪～
	提案者	特定非営利活動法人 阪神文化財建造物研究会
	関係課	教育委員会 社会教育部 文化財課 産業文化局 産業部 都市ブランド発信課 都市局 都市計画部 都市デザイン課
	事業概要	歴史的建造物に興味を持つ市民を歴史建築観光サポーターとして育成し、受け継がれてきた貴重な歴史的建造物を「まもり、そだて、つたえる」ことを目的に、前年度の市南部地域での実施に引き続き、市北部地域において、古民家や社寺等の歴史・構成等を学ぶ座学や現地研修等を計6回実施しました。
2	事業名	ゆるやかつながりサポーター（ゆるサポ）のしおりで地域共生の種まき
	提案者	増尾千代美
	関係課	健康福祉局 福祉総括室 地域共生推進課
	事業概要	「ゆるサポ養成講座」や「交流会」の開催など、認知症サポーター等が生きがいと役割をもって一歩進んだ活動につながるようなきっかけづくりに取り組んできた集大成として、主体的に活動できる「ゆるサポ」をこれからも増やしていくことを目的に、支え合いの一步を踏み出すヒントになる「ゆるやかつながりサポーターのしおり」を作成・配布しました。



2 市の機関による協働の取組状況 (条例第14条関係)

市は、自治会等の地域活動団体、NPO等団体、ボランティア団体、大学、企業など、様々な主体との協働事業に取り組んでいます。また、協働には、委託、補助、共催、実行委員会等の形態があり、事業の内容や目的に応じて適切な形態を選択する必要があります。

● 平成29年度中の協働事業実施件数 **128事業**

<団体別内訳>

NPO団体	ボランティア団体	自治会町内会	各種地域団体	大学・学校	企業等	その他
12	17	16	33	6	3	72

※1事業で複数団体と協働している場合は、それぞれでカウントしています。

<協働の形態別内訳>

委託	補助・助成	共催・実行委員会	その他
49	16	38	29

※複数の形態に分類される場合については、それぞれの形態でカウントしています。



西宮市安全・安心パトロール事業



西宮市小中学校アウトリーチ事業



地域コミュニティ支援事業



フラワーフェスティバル in 西宮



選挙啓発事業

Ⅲ 参画と協働の啓発の取組

(条例第5条関係)

1 講演会及びパネルディスカッションの開催

- 【開催日】 平成29年12月17日(日) 13:30~16:00
- 【会場】 西宮市立勤労会館ホール
- 【テーマ】 「みんなで考えよう!子供たちが健やかに育つ安全なまちづくり」
- 【講師】 摂南大学法学部准教授 中沼 丈晃 氏
- 【パネリスト】 西宮市青少年補導委員連絡協議会会長 高橋 薫 氏
上甲子園地区青少年愛護協議会副会長 山崎 そのえ 氏
西宮市PTA協議会会長 中野 睦子 氏
西宮市立平木中学校校長 田中 忍 氏
- 【参加者】 市民234人
- 【その他】 西宮市コミュニティ協会と市が共催するコミュニティ推進大会で実施



2 参画協働研修の開催

- 【開催日】 平成30年3月19日(月) 13:30~16:00
- 【会場】 西宮市役所本庁舎8階813会議室
- 【内容】 前年度の「NPOと行政との協働会議」NPO部会からの提案にもとづき、NPO関係者と市職員を対象にした合同研修を開催。
 - ① 講 義: 「持続的に発展するまちを育てるカギ
~幸せを大切にする長久手のまちづくり~」
講 師: 関西大学社会学部教授 草郷 孝好 氏
 - ② ワークショップ: 「市民参画と協働のまち 考えよう未来の西宮」
進 行: 関西大学社会学部教授 草郷 孝好 氏
NPO法人コミュニティ事業支援ネット 理事長 東 朋子 氏
- 【参加者】 47人(NPO関係者17人、市職員30人)



3 参画と協働に関する意見交換会の開催

- 【開催日】 ① 平成 29 年 11 月 24 日（金）15：30～17：30
② 平成 30 年 2 月 1 日（木）15：30～17：30
- 【会場】 ① アステ市民プラザルーム 2（川西市）
② 西宮市役所東館 8 階 801 会議室
- 【内容】 「参画と協働」をテーマに、西宮市と川西市の若手職員を対象にした意見交換会を 2 回開催。
- 【講師】 西宮市市民協働推進課及び川西市参画協働室の職員
- 【参加者】 ① 16 人 ② 19 人

4 新入職員研修

- 【実施日】 平成 29 年 4 月 10 日（月）11：00～12：00
- 【会場】 西宮市役所東館 8 階大ホール
- 【内容】 新入職員の参画・協働の意識や理解を高めることを目的に、西宮市参画と協働の推進に関する条例の趣旨や、条例にもとづく取組に関する講義を実施。
- 【講師】 市民協働推進課職員
- 【参加者】 81 人（平成 29 年度新入職員）



IV その他の取組

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（条例第 18 条関係）

市の参画と協働の取組について、市以外の観点から検証するために設置された附属機関です。同委員会において、平成 28 年度の参画と協働の取組に関する評価等が下表のとおり行われ、評価の結果及び参画と協働の見直しに関する意見をまとめた報告書が、同委員会から市に提出されました。報告書の内容は、市の今後の参画と協働の効果的な取組や見直しに生かしていきます。

(1) 開催結果

第 1 回	開催日時	平成 29 年 6 月 6 日（火） 16 : 30～19 : 30
	場 所	西宮市役所東館 8 階 804 会議室
	主な 審議内容	① 平成 28 年度の協働の取組の検証について 平成 28 年度に実施された未来づくりパートナー事業（以下の 3 事業） の評価が行われました。 ・歴史建築観光サポーター育成事業～歴史的建造物探訪～ ・ゆるやかつながりサポーター(ゆるサポ)の養成から交流・実践活動へ ・「ぐるっと生瀬」地域活性化事業 ② 協働事業提案制度の見直しについて 未来づくりパートナー事業市の見直し案に対する意見が各委員から 寄せられました。
第 2 回	開催日時	平成 29 年 7 月 4 日（火） 16 : 30～18 : 40
	場 所	西宮市役所東館 8 階 805 会議室
	主な 審議内容	① 平成 28 年度の参画の取組の検証について 平成 28 年度に意見提出手続を実施した案件のうち、評価委員会にて 抽出された以下の 3 案件の評価が行われました。 ・西宮市教育大綱（素案） ・第二庁舎（危機管理センター）基本計画（案） ・西宮市公共施設等総合管理計画（素案） ② 意見提出手続（パブリックコメント）の見直しについて 意見提出手続の効果的な運用に関して、各委員から意見が寄せられました。

第 3 回	開催日時	平成 29 年 11 月 27 日（月） 16 : 30～18 : 40
	場 所	西宮市役所東館 8 階 805 会議室
	主な 審議内容	① 西宮市参画と協働の推進に関する条例にもとづく取組の見直しについて協働事業提案制度、パブリックコメント及び評価委員会における評価方法の市の見直し案に対して、各委員から意見が寄せられました。

※ 評価委員会の議事録及び「参画と協働の取組状況評価報告書」は、市のホームページ（トップページ > 市政情報 > 参画と協働・市民活動 > 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会）で公表しています。

＜西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会＞ （平成 29 年 8 月 1 日時点）

役職	氏 名	選任区分	職業等
会長	中川 幾郎	学識経験者	帝塚山大学名誉教授
副会長	川東 美千代	市内活動団体からの推薦	西宮コミュニティ協会理事長
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	梶 泰享	市内活動団体からの推薦	西宮市社会福祉協議会副理事長
委員	東 朋子	市内活動団体からの推薦	西宮市NPOと行政との協働会議NPO部会長
委員	中田 一郎	市民	
委員	矢野 正	市民	

2 市政モニター制度を活用したアンケートの実施

【テ ー マ】 市政への参画と協働

【調査期間】 平成 29 年 9 月 5 日（火）～平成 29 年 9 月 19 日（火）

【対 象 者】 354 人（西宮市に住民登録のある 20 歳以上の市民(外国人住民を含む)）

【回答方法】 インターネット又は郵送

【調査項目】 ・参画と協働の推進に関する条例、パブリックコメント等の認知度
 ・市政参画に対する意識や関心、効果的な周知方法
 ・地域活動等への参加経験など

※ アンケート結果は、市のホームページ（トップページ > 市政情報 > 広報・広聴 > 市政モニター）の「平成 29 年度第 2 回（平成 29 年 9 月）」で公表しています。

3 まちづくり支援自販機

市内企業や大学のご協力により、市内4ヶ所に4台の「まちづくり支援自販機」が設置されています。市民の皆さんが「まちづくり支援自販機」を利用することで得られた飲料売上の一部は、市内企業等から市に寄附され、参画と協働のまちづくりを推進する事業に活用されています。

●平成29年度寄附金収入 357,041円

No.	名 称	設置場所	設置年月
1	学校法人甲南学園	甲南大学西宮キャンパス内	平成21年4月
2	大阪ガス株式会社	大阪ガス(株)今津事務所内	平成21年6月
3	阪神電気鉄道株式会社	阪神甲子園球場内	平成22年3月
4	有限会社スリーアップフーズ	里中町2丁目の敷地内	平成28年11月

<設置協力のお願ひ>

市は、まちづくり支援自販機の設置にご協力いただける企業や学校を募集しています。自動販売機が設置可能な空きスペースがあるなど、設置にご協力いただける場合は、西宮市市民協働推進課（Tel. 0798-35-3764）までご連絡ください。



西宮市参画と協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更

- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

- (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案(同項第6号に掲げる事項についての案を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
- (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
- (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。

(4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。

(5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。

3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。

4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。

5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。

6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等(以下「説明会等」という。)を設けるよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

(政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(以下「対象事項」という。)について、市民10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 市の機関は、前項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会(以下「委員会」という。)の立会いの下で行わなければならない。[1]

4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

- 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

- 第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること(以下「政策公募手続」という。)ができる。
- 2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

(実施方法等)

- 第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
- (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。
- 2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

(附属機関等)

- 第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。
- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

(その他の措置)

- 第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住民投票)

- 第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。
- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

(協働の推進)

- 第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働事業提案手続)

- 第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。
- 2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。
- 3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(コミュニティ活動の推進)

- 第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

(市長が講ずべき措置)

- 第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

(検証)

- 第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

問合せ先

西宮市 市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 7 階
電 話 : 0798(35)3764
E-mail : vo_chiiki@nishi.or.jp

(平成 3 0 年 6 月作成)